

## 四国健康支援食品制度 第1回募集要項

### 1. 本制度の目的

本制度は「四国内で製造された食品あるいは四国内で製造された機能性素材を配合した食品」を対象とし、その食品に含まれる素材の科学的根拠を定められた手続きにより評価しようというものです。

### 2. 本制度の適用によるメリット

具体的な機能性表示はできないものの、「成分の作用メカニズムの解明」を必要しないことから、低コスト・短期間で科学的根拠の表示が可能となります。

### 3. 応募資格

四国健康支援食品普及促進協議会の正会員であること

### 4. 申請要件

- ・四国内で製造された食品あるいは四国内で製造された素材等を配合した食品であること
- ・食品に含まれる素材について、健康の維持等の検証のため行ったヒト介入試験の結果に基づき論文が作成されていること
- ・申請を行う食品について、安全性ならびに法律的に問題のないことが事業者自らの責任において確認できていること

### 5. 応募方法

当会議のホームページに掲載されている「四国健康支援食品制度運用要綱」ならびに「四国健康支援食品評価手続要領」などをご覧のうえ、別紙「四国健康支援食品制度適用申請書類一覧」に掲載されている書類を取りまとめて、本文末尾に記載の「問い合わせ先」まで郵送してください。

### 6. スケジュール

- ◇ 本日（6月27日）～8月31日 本制度申請受付
- ◇ 9月～10月下旬 審査・評価
- ◇ 10月下旬頃 第1回評価食品の公表

### 7. その他

本制度について、ご不明な点などがあれば、以下までお問合せください。

四国健康支援食品評価会議  
事務局 NPO法人環瀬戸内自然免疫ネットワーク  
香川県高松市林町 2217-16 FROM香川バイオ研究室  
TEL : 087-813-9201 FAX : 087-813-9203

(別 紙)

## 四国健康支援食品制度 適用申請書類一覧

### 1. 四国健康支援食品制度評価申請書

### 2. 添付書類一覧

- (1) 申請事業者の登記事項証明書
- (2) 評価を受けようとする食品に含まれる成分について記載された論文（外国語で記載された論文についてはその日本語訳を付すものとする）
- (3) 前号に掲げる論文が掲載された学術論文誌の写し及び当該論文誌の投稿規程
- (4) 評価を受けようとする食品における栄養成分等の分析結果の写し
- (5) 評価を受けようとする食品における対象素材の含有量測定結果の写し
- (6) 食品衛生法に基づく営業許可証の写し
- (7) ヒト介入試験の対象となった成分の安全性に関する試験結果証明書の写し
- (8) ヒト介入試験の実施に先立ち開催された倫理委員会の議事録及び議事録の添付資料
- (9) 評価を受けようとする食品の概要（評価を受けようとする食品の仕様及び販売予定価格がわかるもの）
- (10) 評価を受けようとする食品の工程表（評価を受けようとする食品の製造場所がわかるもの）
- (11) 評価を受けようとする食品のパッケージの表示見本
- (12) 誓約書（①申請内容に虚偽がないこと、②消費者からの意見、照会に対する適切な対応の実施、③法令違反がないこと、④論文の作成者等の許可を受けていること）
- (13) 四国健康支援食品普及促進協議会の会員であることを証する書類